



143号
2月10日
2011年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

(組合だよりはホームページにカラーで掲載しています)

「給与・手当および学内環境整備に関する質問」とそれに対する回答



岡山大学職員組合では先日、これまでに組合員の皆様から寄せられました、岡山大学に於ける労働環境の改善に関するご意見を集約し、質問状として大学当局に提出しました。年度末および学長交代を控えた繁忙期にも関わらず回答を頂けましたので、質問と回答の全文を以下に掲載し、ご報告いたします。

質問は、1)医学部附属病院の夜間看護手当の増額、2)夜間授業手当の新設、3)駐車場有料化に関する諸問題への対応、4)人事院勧告への追従による給与余剰金の使途でした。当局からの回答について三役会で検討しましたところ、組合員の意見に応えていなかったり、また、こちらの質問に明瞭さを欠いたせいで、こちらの趣旨とそれ違つたりした部分もあると考えましたので、付帯意見をつけて報告させていただくことにしました。再度団交を行うべきかも含めて皆様から更なるご意見を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(執行委員長、山川純次)

平成23年1月27日

岡山大学職員組合執行委員長殿

総務・企画部長
國島茂

給与・手当および学内環境整備に関する質問について（回答）

平成23年1月18日にあった下記の質問事項について、次のとおり回答いたします。

記

1. 夜間看護手当

現在、本学の夜間看護手当額は、勤務時間が深夜の全部を含む勤務は6800円、深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く）は3300円、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務は2900円、深夜における勤務時間が2時間未満の勤務は2000円と定められています。これは、国立病院機構中国四国ブロックや他の大学病院と比較して低く設定されています。この現状をふまえた夜間看護手当増額の検討予定はありますか。

【回答】

本学の夜間看護手当の手当額は、人事院規則に準拠しています。他の国立大学法人も同額に設定しているところがほとんどです。

しかしながら、ご質問にもあるとおり、一部の国立大学（筑波大、広島大）や国立病院機構では、国家公務員や本学の夜間看護手当額よりも若干高い設定となっているようです。

夜間看護手当については、病院の経営状況（収入状況）を踏まえた上で、看護職員の確保や待遇の観点から今後検討し、必要と判断される場合には見直したいと考えています。

2. 夜間授業手当

夜間の授業は、担当教員にとって実質的な労働時間増となり、大きな負担となっているのが実態です。このことから、夜間授業手当の新設を要求する声が上がっていますが、この点についてどのように考えますか。

【回答】

本学では勤務時間帯を考慮した手当として、深夜の業務（22:00～5:00）を対象とした夜間看護手当、夜勤手当がありますが、深夜以外の時間帯については、看護業務を含め、特に給与的な措置を行っておりません。

深夜以外の夜間に限らず昼間の授業も含めて授業の担当状況は、部局や教員によってばらつきがあるとは思いますが、授業は大学教員の本務であり、その対価としての給与は月例給として支払われていますので、一部の教員だけに夜間を含めた授業負担が過度に生じているのか、多くの部局でそのような状況が生じているのか等はこの質問ではわかりませんが、各教員が応分に授業を担当するとか、集中している教員の昼間の授業担当を軽減するほか、健康管理上の観点から必要であれば、大学教員が健康を害することのないよう、カリキュラムを見直すことも視野に入れて検討する必要があるのではないかでしょうか。



3. 駐車有料化

津島キャンパス構内駐車有料化に伴う諸規則が整えられてきているようですが、それについて組合員から多くの疑問や要望が出ています。下記の点についてご回答いただくようお願いします。

1) 駐車許可される通勤距離が2 kmから5 kmになったことについて、多くの教職員から不満の声があがっています。距離が引き上げられた理由として、駐車スペースの不足があげられています。しかし、現在の2 kmの基準でも駐車スペースが満杯になることはないように見受けられます。これは、許可証の発行枚数と実際に駐車している台数が異なるためと考えられます。現在の、実質の駐車場の空き具合について、どの程度把握しておられるでしょうか。

【回答】

駐車状況については、隨時確認しており、毎日交通整理員から、駐車状況の報告を受けています。教職員と学生については、勤務時間や授業時間により通勤・通学時間帯が異なるため、時間帯で駐車場が満車になっているのが現状です。また、交通整理員から路上駐車による無断駐車の報告もされています。

2) 津島キャンパス構内の駐車有料化に伴い、教職員に支給されている通勤手当が増額されなければ、駐車料金の分が実質的には手当減額になります。この点についてどう考えますか。

【回答】

通勤手当は、通勤に必要な交通機関の利用もしくは交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして給与に加算し支給される手当で、自動車通勤の場合、その通勤距離（自宅と大学との距離）に応じて支給されるものであり、駐車に必要な経費までを保証するものではありませんので、駐車場の有料化を機とした駐車料金相当分の通勤手当の増額は考えておりません。

駐車料金は駐車場管理に必要な経費を利用者から徴収するもので、通勤手当とは明らかに異なる制度・措置であり、大学が職員から駐車料金を徴収し、その料金分を手当に上乗せし大学が職員に支払うことは、上記通勤手当の趣旨にそぐわないことはもちろん、一般社会からお手盛り等の批判を浴びることは免れないと思います。

一方で、駐車料金の減額により教職員の負担の軽減を図ることが考えられますが、通常1日あたりの駐車料金が500円のところ、教職員の駐車許可に当たっては1月あたり500円としており、既に相当の負担の軽減を図っていると考えます。

3) 外来者でも1時間から1日間までは500円で駐車できるということですが、イベントなどで多くの外来者があった場合に駐車場が満杯になり、教職員が駐車できなくなることも考えられませんか。駐車台数を減らそうということが駐車有料化の目的だと理解していますが、外来者により逆に駐車台数が増えることにはなりませんか。

【回答】

津島地区構内交通規制については、学生・教職員の安全・安心（不審車両の入構防止、違法駐車の防止、構内交通事故の防止等）を確保するため、監視カメラ付きゲートを設置することになりました。

また、イベントについては、大学主催のイベントを除いて、平日、講義等の妨げになるイベントは認めていません。そのため、外来者により駐車場が満杯になり、教職員が駐車できなくなることはないと考えています。

また、イベント開催の際には、主催部局等から公共交通機関を利用するよう案内を徹底することとしています。

4) 1回無料のA券や300円のB券の発行は、具体的には誰の判断でどこが行うのでしょうか。

【回答】

サービス券の一定の交付基準を設けていますが、この交付基準で判断できない場合は、不公平感のない範囲内で部局長の判断により交付するようになっています。

また、各部局におけるサービス券の交付状況は、毎月会議等で適正に交付されているかその実態を把握することとしています。

5) 徴収された駐車料金は大学の収入となり、駐車場を管理する職員の給与などにあてるところですが、駐車料の徴収から職員への給与などへのお金の流れを示していただくようお願いします。

【回答】

教職員・学生及び一般外来者から徴収された駐車料金は、交通整理業務を委託した業者及びゲートのリース料等の駐車場管理経費に充当します。



4. 給与改定に伴う余剰金の使途について

給与改定に伴う余剰金の使途について、グッドジョブ支援センター作業場所の拡充およびなかよし園の改修工事などがあげられていますが、教育学部附属中学校や附属幼稚園、工学部や教育学部からも、環境整備の要望があげられています。このような環境整備の要求を検討される予定はありますか。

【回答】

給与改定に伴う余剰金は部局の別にかかわりなく生じており、また、代償措置としての性格を有していることから、全学的な観点で必要な事業や福利厚生に充てたいと考えています。

上記のような観点で必要と判断されるものについては検討する余地はありますが、特定の部局に限定される環境整備は、原則、該当部局からの個別の要求を受けて行う通常の予算措置により実施すべきものと考えます。

組合からの付帯意見です。



1. 夜間看護手当

前向きに検討するという回答が得られたと解釈する。病院職員の方々が努力され、経営状況が改善されていることもあり、職組連合体としては、国立病院機構や他大学の状況を十分に把握し、夜間看護手当の増額を要求したい。

2. 夜間授業手当

一部の教員だけに夜間を含めた授業負担が過度に生じている場合、カリキュラムの見直しが提言されているが、これは教授会の審議事項である。したがって、組合としては、この場合には、教授会に対して「カリキュラムの見直し」を要求するとともに、もしそれが不可である場合には、改めて、大学法人に、それに対する夜間手当を増設するように求める。

3. 駐車場有料化

- 1) 駐車場としての広さや利便性は場所により異なるので、満車になる所とそうでないところがある。路上の無断駐車についてはマナーの問題であるが、仕事場と駐車スペースまでの距離が遠いので、便利な場所に停めてしまうことも原因の一つだろう。有料化を機に、整備と利便性の向上が図られるべきである。また、自動車通勤の許可距離を5kmまで引き上げて公共交通機関で通勤する教職員の人数を増やすことは、人件費コスト高になるとという問題がある。
- 2) これまでなかった駐車料金がなぜ徴収されるようになったのか、有料化の趣旨が十分に伝わっていないと、たとえ月500円でも通勤手当が減額されたという感が残るだろう。それでもなお、低い給与で勤務する非常勤職員などに対しては、何らかの手当を検討すべきと考える。
- 3) 1日500円という料金は、学外者にとっては低料金で停められる駐車場となる。ゲートでは本学構成員と学外者の区別は難しい。大学が公式に認めたイベント以外で、多くの学外者が駐車するということは十分に起こり得るので、そのことを想定した対策を考えおくべきである。
- 4) 駐車場は全学共有で一元管理であることが建前であるが、実際には部局に委ねられているところが多く、サービス券の発行もそうなるようである。確かに、現場の実態をよく知るのは各部局なので、現実的には賢明な手段だと思われるが、ただ、管理責任の所在と発行基準をはっきりさせないと、結局いい加減になり、部局による不公平感から構成員の不満が生じると思われる。
- 5) 每年公表することを要求する。



4. 余剰金の使途

これは我々の給与とボーナスの大幅な削減に対する代償措置として行われるものである。「代償=つぐない」は損害を受けた職員に対して行われるべきものである。したがって個々の職員への代償としては、教員の研究費や事務職員等の昇格改善の方が余程「代償」の趣旨に沿っているが、大学は前者に対しては、「バラマキ」と否定している。しかし代償措置というからには、損害を受けた職員が「受けた損害の代償にはなっていないが、余剰金の使途として納得がいく」ものでなければならない。その意味で、主旨からすれば、労働環境改善が第一順位となるべきであると思われる。夜間授業手当、入試手当改善、夜間看護手当問題を代償措置の一環として位置づけるよう要請したい。また予算編成において常に福利厚生を優先しているという事情がない限り、全学的事業よりも福利厚生の改善を優先すべきであると考える。その観点から、部局では優先順位が低いものも、「代償措置」の観点から全学的に考慮すべきものは、配慮してしかるべきと考える。